薬学委員会・政治学委員会・基礎医学委員会・総合工学委員会・機械工学委員 会・材料工学委員会合同分科会の設置について

## 分科会等名:先端医療技術の社会実装ガバナンスの課題検討分科会

| 1 | 所属委員会名  | ○薬学委員会                       |
|---|---------|------------------------------|
|   | (複数の場合  | 政治学委員会                       |
|   | は、主体となる | 基礎医学委員会                      |
|   | 委員会に○印  | 総合工学委員会                      |
|   | を付ける。)  | 機械工学委員会                      |
|   |         | 材料工学委員会                      |
| 2 | 委員の構成   | 20 名以内の会員又は連携会員              |
| 3 | 設置目的    | 医薬、医療機器、再生医療等における先端医療技術の利    |
|   |         | 用ルールを迅速に整備していくための「仕組みづくり」に   |
|   |         | ついて多面的に議論し、社会実装におけるガバナンスとル   |
|   |         | ール組成の在り方を提案することを目的とする。       |
|   |         | 本分科会では、製品評価技術の適格性認定プログラム等    |
|   |         | の医療における「新技術や新製品の利用ルールや審査ルー   |
|   |         | ルを作成・承認・変更するルール (第二次ルール)」(ルー |
|   |         | ル・オブ・ルールズ)の整備を念頭に置く。ルール整備の   |
|   |         | 初動から運用後の修正までの全体プロセスを明示し、幅広   |
|   |         | くステークホルダーを巻き込みながら、透明性と効率性を   |
|   |         | 担保した先端医療における規制組成システムの設計を目    |
|   |         | 指す。                          |
| 4 | 審議事項    | レギュレーション組成システムのデザインにおける課題、   |
|   |         | ルール・オブ・ルールズ整備と運用のあり方、シンポジウ   |
|   |         | ムの内容、提言の内容に係る審議に関すること        |
| 5 | 設置期間    | 令和6年2月29日 ~ 令和8年9月30日        |
| 6 | 備考      |                              |